

令和7年8月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和7年8月12日（火） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、松永雄治、山内秀一、村上卓也、
榮恵、福永哲夫、齊藤進、松本誠一、
松本一幸、中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行、
森嶋秀利、田端雅充、高松耕生、渡辺真由美、金澤清二

農業委員欠席者：

事務局出席者：牛嶋寿男、宮岡久美子、前田萌香

1. 開 会：事務局長 牛嶋寿男

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、松永雄治委員、金澤清二委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第10号 農地法第3条の届出について
- (2) 報告第22号 農用地利用集積等促進計画（一括）について
- (3) 議案第23号 農用地利用集積等促進計画（更新）について
- (4) 議案第24号 秋の農作業基準賃金の設定について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第10号 農地法第3条の届出について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第10号農地法第3条の規定による届出が7件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。報告第10号農地法第3条の規定による届出を7件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は北甘木地区及び上六嘉地区。地目については田が7筆、畑が5筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は2ページになります。申請番号2番です。所在は上六嘉地区。地目については畑が2筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は3ページになります。申請番号3番です。所在は下六嘉地区。地目については田が4筆、畑が1筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は4ページになります。申請番号4番です。所在は上島地区及び鯉地区。地目については田が6筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は5ページになります。申請番号5番です。所在は鯉地区。地目については田が7筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は6ページになります。申請番号6番です。所在は鯉地区。地目については田が1筆、面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は 7 ページになります。申請番号 7 番です。所在は鯉地区。地目については田が 6 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告のありました 7 件は、相続による所有権の移転になりますので、報告で終わらせていただきます。

○議案第 22 号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

(議長) 続きまして、議案第 22 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が 1 件ございます。事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 8 ページになります。議案第 22 号農用地利用集積等促進計画の承認申請が 1 件ございます。

申請番号 1 番です。所在は上島地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権の新規設定。期間は令和 7 年 10 月 1 日から令和 17 年 9 月 30 日となっております。9 ページに申請地の位置図を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、承認・可決といたします。

○議案第 23 号 農用地利用集積等促進計画（更新）について

(議長) 続きまして、議案第 23 号農用地利用集積等促進計画（更新）の承認申請が 1 件ございます。事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 10 ページになります。議案第 23 号農用地利用集積等促進計画の承認申請が 1 件ございます。

申請番号 1 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の畑が 1 筆、面積は記載

のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権の更新。期間は令和 7 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日となっております。11 ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件について、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 24 号 秋の農作業基準賃金の設定について

(議長) 続きまして、議案第 24 号令和 7 年度秋の農作業基準賃金の設定について審議をお願いします。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 12 ページからになります。令和 7 年度秋の農作業基準賃金を設定するにあたって、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。これは、対町民から問い合わせがあったときのため、目安となる賃金についてホームページ等で公表するものです。なお、この基準賃金については、あくまで目安ですので、この金額を基に各自交渉していただくこととなります。
資料 13 ページの左側をご覧ください。令和 6 年度秋の農作業基準賃金を参考で載せております。一昨年度に、稲コンバイン刈りのカッター付きが 1,000 円値上げ、結束機付きが 1,000 円値上げ、刈り取りのみが 1,000 円値上げ、
粃乾燥が 1,000 円値上げ、大豆脱粒機^{だつりゅう}が 500 円値上げ、粃運搬^{はしゅ}が 500 円値上げ、耕起が 1,000 円値上げ、麦播種^{はしゅ}が 1,000 円値上げ、麦除草剤散布が 500 円値上げ、ロールベアラのロールが 500 円値上げ、ラップが 500 円値上げし、昨年度は一昨年度から据え置きでした。それでは、資料右側令和 7 年度秋の農作業基準賃金について、ご意見を頂ければと思います。

(議長) ただいま、事務局から説明がありましたが、賃金の設定について、ご意見をお願いします。
何もないければ、昨年度と同額ということで、設定してよろしいでしょうか。

(委員) はい。

- (議長) それでは、昨年度と同額で承認とさせていただきます。
本日提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。
- (議長) 次回の農業委員会は9月10日、水曜日の9時予定です。
それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和7年8月12日

会長 下 田 司

委員 松 永 雄 治

委員 金 澤 清 二